

株式会社地域経済活性化支援機構の概要について

株式会社地域経済活性化支援機構

平成25年3月18日

1. 経緯

(1)平成21年10月:株式会社企業再生支援機構法に基づき、株式会社企業再生支援機構として設立

＜支援決定期限＞

平成23年10月まで。予め主務大臣認可を受けた事業者は同24年4月まで決定可能

(2)平成23年10月:再生支援に関する相談の受付を終了

(3)平成24年3月:株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律が施行

＜支援決定期限＞

平成25年3月まで。予め主務大臣認可を受けた事業者は同25年9月まで決定可能

(4)平成24年4月:再生支援に関する相談の受付を再開

(5)平成25年3月:株式会社地域経済活性化支援機構法(以下、「新法という。」)が施行。同法に基づき、商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更するとともに、地域経済活性化に資する事業活動支援に関わる業務を追加

2. 株式会社地域経済活性化支援機構の英文名等

・英文名:Regional Economy Vitalization Corporation of Japan

・略称:REVIC(レヴィック)

3. 事業目的

雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うこと。

4. 資本金：約231億円

5. 事業資金：市中から政府保証（上限1.7兆円：平成24年度）付きで借入れ

6. 役職員数：180名（平成25年3月18日現在）

7. 業務

(1) 継続業務

① 次の業務を通じた事業者の事業再生支援

- 再生支援対象事業者に対し金融機関が有する債権の買取り又は貸付債権の信託の引受け
- 再生対象事業者に対する資金の貸付、債務保証、出資、事業再生に関する専門家派遣、助言

<支援対象となり得る事業者>

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者であって、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(次に掲げるものを除く)。

- ・大規模事業者(資本金・出資額5億円超かつ常時使用従業員数1千人超の事業者。但し、再生支援による事業の再生が図られなければ、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認めるものを除く。)
- ・地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
- ・第三セクター

<支援決定期限>

平成30年3月まで。予め主務大臣認可を受けた事業者は同30年9月まで決定可能

② 債権買取り・信託引受に係る債権の管理及び譲渡等の処分

③ 出資に係る株式等の処分

(2)新法の施行に伴い追加された新規業務

①事業再生子会社スキーム

金融機関の事業再生子会社に対する出資、資金の貸付

<出資等決定期限>

平成30年3月まで。予め主務大臣認可を受けた事業者及び金融機関は同30年9月まで決定可能

②専門家派遣

金融機関、金融機関の事業再生子会社、事業再生ファンド、地域活性化ファンドに対する専門家の派遣

③ファンドスキーム

事業再生ファンド、地域経済活性化ファンドの運営会社の設立及びその経営管理(事業再生ファンド、地域活性化ファンドへのGP(無限責任社員)出資)

<設立等決定期限>

平成30年3月まで。

④信託スキーム

事業者(上記(1)の再生支援対象事業者及び大規模事業者等の除外事業者を除く)に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け

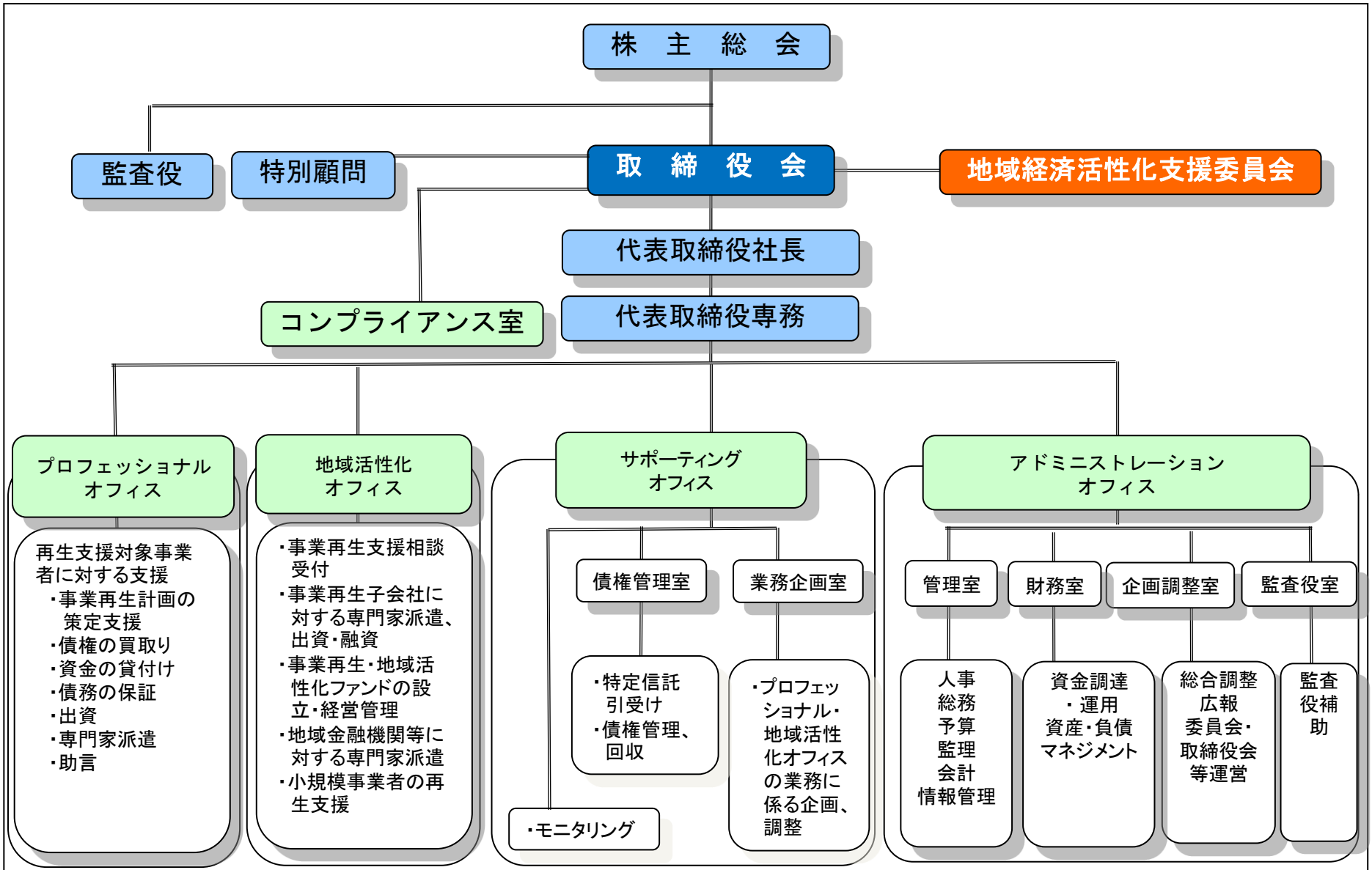
<引受決定期限>

平成30年3月まで。予め主務大臣認可を受けた事業者及び金融機関は同30年9月まで決定可能

8. 役員等体制(平成25年3月18日現在)

- ・代表取締役社長 瀬谷俊雄【地域経済活性化支援委員】
福島商工会議所会頭、東邦銀行相談役、元全国地方銀行協会会長
- ・代表取締役専務 今井信義
元千葉銀行代表取締役専務、元中央証券(株)代表取締役社長
- ・常務取締役 櫻田浩一
元ドイツ証券(株)投資銀行本部マネージング・ディレクター
- ・社外取締役 瀬戸英雄【地域経済活性化支援委員会委員長】
弁護士、LM法律事務所パートナー
- ・社外取締役 翁百合【地域経済活性化支援委員】
日本総合研究所理事、元産業再生機構産業再生支援委員会委員
- ・社外取締役 中村利雄【地域経済活性化支援委員】
日本商工会議所・東京商工会議所専務理事、元中小企業庁長官
- ・社外取締役 原田明夫【地域経済活性化支援委員】
弁護士、元検事総長
- ・社外監査役 太田順司
新日鐵住金(株)常任顧問、日本監査役協会会長
- ・社外監査役 高木剛
国際労働財団理事長、前日本労働組合総連合会会長
- ・社外監査役 増田宏一
公認会計士、前日本公認会計士協会会長
- ・特別顧問 岡村 正 (日本商工会議所会頭)
- ・特別顧問 関 哲夫 ((株)商工組合中央金庫代表取締役社長)

9. 地域経済活性化支援機構(組織図)



<当機構の支援に関するお問い合わせ・ご相談の連絡先>

地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表:TEL 03-6266-0310

地域活性化オフィス:TEL 03-6266-0380(P)